

## 第7章 環境影響評価準備書に記載した内容に関する変更点

環境影響評価準備書(平成24年11月)に記載した内容に関する変更点は、表7-1に示すとおりである。

ここに記載したのは、平成25年4月23日に札幌市長より提出された「(仮称)北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業環境影響評価準備書に対する意見について」によるもの、及び事業者自らが変更したものである。なお、準備書に対する北海道知事の意見は「なし」であった。

表 7-1 環境影響評価準備書に記載した内容に関する変更点(1/3)

準備書		評価書		対象項目と主な変更点	区分	変更理由
章節	頁	章節	頁			
第2章 第1節	2-1-1	第2章 第1節	2-1-1	第2章 対象最終処分場事業の目的及び内容 第1節 対象最終処分場事業の目的  札幌市一般廃棄物処理基本計画の改定内容を反映した。	自主	札幌市の最新の廃棄物処理計画を反映した。
第2章 第2節	2-2-1～ 2-2-13	第2章 第2節	2-2-1～ 2-2-14	第2章 対象最終処分場事業の目的及び内容 第2節 対象最終処分場事業の内容  札幌市の最新のごみ処理量実績、廃棄物処理計画を反映し、データを更新した。 また、ごみ処理量実績更新に伴う事業計画変更状況を反映した。	自主	札幌市の最新の廃棄物処理計画、埋立計画を反映した。
第3章 第1節 第2節	3-1-1～ 3-1-55  3-2-1～ 3-2-54  3-3-1～ 3-3-2	第3章 第1節 第2節	3-1-1～ 3-1-56  3-2-1～ 3-2-55  3-3-1～ 3-3-2	第3章 対象最終処分場事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況 第1節 自然的状況 第2節 社会的状況  事業実施区域及びその周辺の自然的状況、社会的状況について、最新データを収集し、更新した。	自主	最新データを反映した。
—	—	第6章 第1節 第2節	6-1-1  6-2-1～ 6-2-2	第6章 準備書についての意見及びそれに対する事業者の見解 第1節 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解 第2節 知事意見及びそれに対する事業者の見解  準備書に対する意見及びそれに対する事業者の見解を追記した。	法	環境影響評価法に基づき、追記した。
—	—	第7章	7-1～ 7-4	第7章 環境影響評価準備書に記載した内容に関する変更点  準備書からの主な変更点を追記した。	法	環境影響評価法に基づき、追記した。
第6章 第2節	6-2-1～ 6-2-17	第8章 第2節	8-2-1～ 8-2-17	第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 第2節 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由  準備書についての意見に基づき、追加した調査、予測及び評価について記載した。	市長意見	準備書に対する意見に基づき、追記した。
第7章 第2節	—	第9章 第2節	9-2-48～ 9-2-66	第9章 環境影響評価の結果 第2節 騒音 6. 中沼町66番地における騒音  供用時の中沼町66番地における騒音について、影響を予測、評価し、環境保全措置を検討し、追記した。	市長意見	【騒音について】 道路交通騒音に関して、現地調査を行った中沼町66番地(調査地点No.2)において、現況騒音レベルが参考とする基準に適合していない。 このため、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行に係る騒音、並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に係る騒音について、当該地点における本事業による影響、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
第7章 第5節	7-5-25～ 7-5-35	第9章 第5節	9-5-25～ 9-5-35	第9章 環境影響評価の結果 第5節 水質 4. 予測手法 5. 予測結果 6. 環境保全措置 7. 事後調査 8. 評価  造成工事において発生する濁水及び供用後の地下水及び雨水集排水の河川への影響を予測、評価し、追記した。	自主	流域面積の確定に伴い、再度、水質に関する予測、評価を実施した。

表 7-1 環境影響評価準備書に記載した内容に関する変更点 (2/3)

準備書		評価書		対象項目と主な変更点	区分	変更理由
章節	頁	章節	頁			
第7章 第8節	7-8-1～ 7-8-64	第9章 第8節	9-8-1～ 9-8-71	<p>第9章 環境影響評価の結果 第8節 動物</p> <p>1. 調査内容 2. 調査手法 3. 調査結果</p> <p>代償池の候補地の選定のため、また、事業実施区域及びその周辺におけるコオイムシの生息状況確認のための現地調査の内容、手法、結果を追記した。</p>	市長意見	<p>【動物について (2)魚類について】</p> <p>ア 代償池の候補地の選定にあたっては、候補地の既存の生態系に配慮し、必要な調査を行うこと。</p> <p>【動物について (3)昆虫類について】</p> <p>イ 事業実施区域及びその周辺において、レッドデータブックに掲載されているコオイムシが生息している可能性が高いことから、確認のための調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>
第7章 第8節	7-8-65～ 7-8-132	第9章 第8節	9-8-72～ 9-8-158	<p>第9章 環境影響評価の結果 第8節 動物</p> <p>4. 予測手法 5. 予測結果 6. 環境保全措置</p> <p>既往調査で生息が確認されており新たに環境省レッドデータブックに掲載された6種(クビボソコガシラミズムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ガムシ、ハイイロボクトウ、スゲドクガ)、生息の可能性が高くレッドデータブックに掲載されているコオイムシ、希少性の高いヒザグロナキイナゴの計8種について、予測、評価を行い、事業の実施により影響が及ぼされる可能性があると考えられたものについては環境保全措置を検討し、追記した。</p>	市長意見	<p>【動物について (3)昆虫類について】</p> <p>ア クビボソコガシラミズムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ガムシ、ハイイロボクトウ、スゲドクガの6種は新たに環境省のレッドデータブックに掲載され、また、ヒザグロナキイナゴは北海道南西部での生息は稀であることから、これらの種の予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>イ 事業実施区域及びその周辺において、レッドデータブックに掲載されているコオイムシが生息している可能性が高いことから、確認のための調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>
第7章 第8節	7-8-128～ 7-8-133	第9章 第8節	7-9-152～ 7-9-159	<p>第9章 環境影響評価の結果 第8節 動物</p> <p>6. 環境保全措置 7. 事後調査</p> <p>オオタカ及びチュウヒの環境保全措置として、事業着手前の3年間に、オオタカ及びチュウヒの繁殖状況、オオタカが利用可能な古巣及び営巣可能林の分布状況を把握する「現況把握調査」を実施することを記載した。</p> <p>また、事業着手後のオオタカ及びチュウヒに対する環境保全措置は、この現況把握調査の結果をもとに、より効果的な保全措置を検討することを記載した。</p> <p>事業着手の3年前に代償池を造成し、環境整備後に対象種の仮移植、モニタリング調査を実施し、その結果をもとに、事業着手直前に本移植を行うことを記載した。</p> <p>事後調査の詳細の決定及び環境保全措置の検討においては、専門家等の助言を得ることにより、客観的かつ科学的に決定することを記載した。</p> <p>環境影響が著しいことが明らかとなった場合は、事業者が関係機関と協議し、必要に応じて有識者等の指導、助言を得て追加調査の実施等、適切な措置を講じることを記載した。</p> <p>事後調査結果の公表の方法については、環境影響評価法等に準拠した報告書にまとめ、公表することを記載した。</p>	市長意見	<p>【動物について (1)鳥類(希少猛禽類)について】</p> <p>ア 事業実施区域内にオオタカの営巣が確認され、また、事業実施区域周辺においてチュウヒの繁殖行動が確認されていることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事に着手する前には、事業実施区域及びその周辺において生息状況の調査を行うこと。</p> <p>イ 生息状況の調査は、継続的な把握が必要と考えられることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事着手の3年以上前から行うこと。</p> <p>ウ 調査結果に応じて、営巣場所を回避するための施設設計も含め、必要な環境保全措置を検討すること。</p> <p>【動物について (2)魚類について】</p> <p>イ 代償池の環境整備においては、移植対象種の採餌環境や植生など生態系全体を考慮して整備すること。</p> <p>ウ 代償池の環境整備には時間を要すると考えられることから、速やかに代償池の候補地の選定及び環境整備に着手すること。</p> <p>エ 移植は、試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。</p> <p>【事後調査及び環境保全措置の検討について】</p> <p>ア 事後調査の詳細の決定及び環境保全措置を検討する場合には、専門家等の助言を受け、より効果的な事後調査及び環境保全措置の実施に努めること。</p> <p>イ 事後調査計画の記載にあたっては、調査項目、調査手法、調査地域、調査期間、事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応等及び事後調査結果の公表の方法(時期、手法等)を調査項目ごとに具体的に記載すること。</p> <p>ウ 事後調査においては、移植状況の定量的な把握に努めること。</p>

表 7-1 環境影響評価準備書に記載した内容に関する変更点(3/3)

準備書		評価書		対象項目と主な変更点	区分	変更理由
章節	頁	章節	頁			
第7章 第9節	7-9-33～ 7-9-35	第9章 第9節	7-9-33～ 7-9-36	第9章 環境影響評価の結果 第9節 植物 6. 環境保全措置 7. 事後調査  ミクリの移植先は、水生動物と同所とし、代償地の候補地の選定のための現地調査を実施した(第9章第8節参照)。 移植対象種の仮移植は、事業着手の3年前に行い、モニタリング調査結果をもとに、事業着手直前に本移植を行うことを記載した。	市長意見	【植物について】 ア フクジュソウ、ミクリ、エゾオオヤマハコベの移植にあたっては、それぞれの種の生育環境に応じて適切な候補地を選定すること。 イ 移植方法については、それぞれの種の特性を考慮した手法(株の移植、播種等)により試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。
第7章 第10節	7-10-2～ 7-10-34	第9章 第10節	9-10-2～ 9-10-40	第9章 環境影響評価の結果 第10節 生態系 3. 調査結果 4. 予測手法 5. 予測結果 6. 環境保全措置  乾性草地の典型性の昆虫類としてトノサマバッタとモンキチョウを、乾性草地、湿性草地及び水域の典型性の昆虫類としてルリイトトンボを抽出し、各種について予測、評価し、環境保全措置を検討し、追記した。	市長意見	【生態系について】 ア 「地域を特徴づける生態系における注目種・群落」の選定において、典型性の観点から、乾性草地にあつてはチョウ類及びトノサマバッタを、水域にあつてはトンボ(ヤゴ)、ゲンゴロウ及びガムシを選定することが適切であることから、これらの種に係る予測、評価を追加すること。 イ 上記の評価結果より、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
第7章 第11節	7-11-1～ 7-11-27	第9章 第11節	9-11-1～ 9-11-31	第9章 環境影響評価の結果 第11節 景観 2. 調査手法 3. 調査結果 4. 予測手法 5. 予測結果 6. 環境保全措置  近景眺望点として、No.10(道道112号札幌当別線)とNo.11(道道128号札幌北広島環状線)を追加し、各地点について予測、評価し、環境保全措置を検討し、追記した。	市長意見	【景観について】 ア 近隣住民の視点到配慮し、事業実施区域近傍にある道道112号線上などから適切な地点を近景眺望点に選定すること。 イ 選定視点における予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
第7章 第12節	7-12-1～ 7-12-7	第9章 第12節	9-12-1～ 9-12-11	第9章 環境影響評価の結果 第12節 人と自然との触れ合いの活動の場 2. 調査手法 3. 調査結果 4. 予測手法 5. 予測結果  モエレ沼公園とサッポロさとらんどに対し、施設の利用状況、事業による影響について聞き取り調査を実施し、予測、評価し、追記した。	自主	事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として選定した施設に対し、施設の利用状況、事業による影響について聞き取り調査を実施した。
第7章 第14節	7-14-5～ 7-14-31	第9章 第14節	9-14-5～ 9-14-31	第9章 環境影響評価の結果 第14節 温室効果ガス等 1. メタン 2. 二酸化炭素 3. まとめ  供用時の廃棄物の埋立に起因するメタン排出量、建設機械及び廃棄物運搬車両からの二酸化炭素排出量を予測、評価し、追記した。	自主	最新のごみ処理量実績を反映した埋立計画の更新に伴い、再度、予測及び評価を実施した。